

# いわみざわ消防たより NEWS 119

平成29年  
夏季号  
Summer 2017

安全・安心な街づくりのために

## 重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します!

### 【違反対象物の公表制度】

#### 違反公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットにより公表する制度です。

#### 公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店・ホテル等の不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

#### 公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備等(スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備)が設置されていない重大な消防法令違反です。

#### 公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間、継続します。

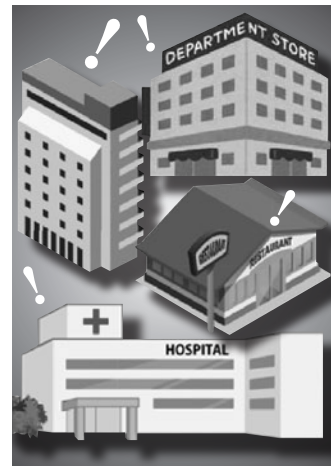
#### 公表の方法は

岩見沢消防署のホームページに掲載します。

#### 公表の内容は

- ①建物の名称と所在地
- ②違反の内容
- ③その他消防長が必要と認める事項

制度の  
開始時期は **平成30年4月1日**です。



今年に入り、深夜に住宅より火災が発生し、就寝中の居住者が逃げ遅れ住宅に取り残される事案がありました。消防隊によって無事救出されましたが、この住宅には住宅用火災警報器が設置されていませんでした。就寝中の逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を必ず設置して下さい。



※詳しくは消防署までお問合せください。

### 住宅用火災警報器 設置場所

- ★**寝室**
- ★寝室が2階にある場合は **階段室**



# 組合管内で 火災逃げ遅れが 発生しています!

### 住宅用火災警報器 設置率

(平成29年6月1日現在)  
岩見沢市・月形町の一般家庭100軒を訪問しアンケート調査を行いました。

# 69%

## 平成29年度 岩見沢市開催 試験・講習会 日程のお知らせ

危険物取扱者(乙種・丙種)

- 試験日 ● 9月24日(日)
- 電子申請期間 ● 8月18日~8月25日
- 書面申請期間 ● 8月21日~8月28日

甲種防火管理新規講習

- 講習日 ● 8月24日(木)・25日(金)
- 申請期間 ● 7月18日~28日

試験・講習会の申請書は消防署に備え付けてあります。

## 10年たったら、とりカエル。



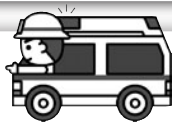
住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあります。10年を目安に交換しましょう。



## 住宅用火災警報器の 点検をしましょう!

点検ボタンを押して音が鳴らなければ、電池切れか故障です。住宅用火災警報器を交換しましょう。

### 平成29年 1月から5月末までの 出動件数



救急出動 **1,604**件  
去年同期 1,602件



救助出動 **22**件  
去年同期 20件



火災件数 **12**件  
去年同期 20件



### 岩見沢消防団

## 消防団員募集中



まずはお電話を!!  
☎0126-22-4302

消防本部 警防課 消防団係

syoubou! iwamizawa

## 岩見沢消防署 ホームページ

ホームページの内容は  
適宜更新しています!

岩見沢消防署

検索

<http://www.hamanasu.com/syoubou/>